

雇児発0405第4号
平成24年4月5日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「措置費等（運営費）支弁台帳について」の一部改正について

標記については、平成10年5月1日児発第365号厚生省児童家庭局長通知「措置費等（運営費）支弁台帳について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 措置費等（運営費）支弁台帳についての一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 365号 平成10年5月1日</p> <p>[一部改正]平成11年4月30日 児発第417号 平成12年5月19日 児発第520号 平成13年8月2日 雇児発第507号 平成14年11月11日 雇児発第1111004号 平成15年12月22日 雇児発第1222006号 平成16年6月10日 雇児発第0610002号 平成16年12月3日 雇児発第1203003号 平成17年1月4日 雇児発第0104002号 平成17年6月1日 雇児発第0601004号 平成18年6月27日 雇児発第0627010号 平成19年2月1日 雇児発第0201002号 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の9 平成22年4月12日 雇児発0412第6号 平成24年4月5日 雇児発0405第4号</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 365号 平成10年5月1日</p> <p>[一部改正]平成11年4月30日 児発第417号 平成12年5月19日 児発第520号 平成13年8月2日 雇児発第507号 平成14年11月11日 雇児発第1111004号 平成15年12月22日 雇児発第1222006号 平成16年6月10日 雇児発第0610002号 平成16年12月3日 雇児発第1203003号 平成17年1月4日 雇児発第0104002号 平成17年6月1日 雇児発第0601004号 平成18年6月27日 雇児発第0627010号 平成19年2月1日 雇児発第0201002号 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の9 平成22年4月12日 雇児発0412第6号</p>
<p>都道府県知事 各指定都市の市長 殿 中核市の市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">措置費等（運営費）支弁台帳について</p> <p>児童入所施設措置費等国庫負担金及び保育所運営費国庫負担金（以下、措置費等（運営費）という。）の経理事務の処理に関しては従来から格段のご協力を煩わしているところであるが、今般、措置費等（運営費）支弁台帳について次のとおり改正し、平成10年度の措置費等（運営費）の経理事務から施行することとしたので、これが円滑に実施されるよう期せられたく通知する。 おって、平成9年5月28日児発第374号の5本職通知「措置費支弁台帳について」は廃止する。 ただし、平成9年度以前までの経理事務については、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>都道府県知事 各指定都市の市長 殿 中核市の市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">措置費等（運営費）支弁台帳について</p> <p>児童入所施設措置費等国庫負担金及び保育所運営費国庫負担金（以下、措置費等（運営費）という。）の経理事務の処理に関しては従来から格段のご協力を煩わしているところであるが、今般、措置費等（運営費）支弁台帳について次のとおり改正し、平成10年度の措置費等（運営費）の経理事務から施行することとしたので、これが円滑に実施されるよう期せられたく通知する。 おって、平成9年5月28日児発第374号の5本職通知「措置費支弁台帳について」は廃止する。 ただし、平成9年度以前までの経理事務については、なお従前の例によるものとする。</p>

改正後	現行
第1～第3 略 別表第1号様式～第6号様式 略	第1～第3 略 別表第1号様式～第6号様式 略

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>措置費等（運営費）支弁台帳の記載要領について</p> <p>第1 児童入所施設措置費等支弁台帳関係</p> <p>1 略</p> <p>2 施設表（第2号様式）の記載要領</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 「措置延人員等」の欄には、当該都道府県（市町村）が支弁する人員についてのみ記載すること。ただし、児童養護施設において乳児、<u>1歳児、2歳児又は年少児</u>に対する事務費の加算額の支弁が行われている場合にあっては、その数を当該欄下段にこの順に4段に記載するものとし、乳児院において一般分保護単価が2歳未満児分、<u>2歳児分又は3歳以上児分</u>に対する支弁が行われている場合には、その数をこの順に3段に記載するものとし、母子生活支援施設については、世帯数を記載すること。</p> <p>なお、里親が一時的な休息のための援助を受ける経費に係る「初日在籍人員」及び「措置延人員等」については[]書きで別掲とすること。</p> <p>(6) 「事務費」の「保護単価」の欄には、「保護単価設定表」に記載の「設定単価(セ)」を記載することとし、「金額」の欄には、児童養護施設において乳児加算、<u>1歳児加算、2歳児加算、年少児加算、特別指導費加算、学習指導加算、心理療法担当職員加算（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）、指導員特別加算、基幹的職員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算</u>の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で11段にその額を適宜記載し、乳児院の指導員特別加算、<u>心理療法担当職員加算（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）、基幹的職員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算</u>の加算額の支弁が行われているときは、一般分（2歳未満児、2歳児、3歳以上児）の下段にこの順で5段にその額を記載し、また、母子生活支援施設の特別生活指導費加算、<u>心理療法担当職員加算（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）、夜間警備体制強化加算、保育機能強化加算、基幹的職員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算</u>の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で7段にその額を記載し、情緒障害児短期治療施設の学習指導加算、<u>基幹的職員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算</u>の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で4段にその額を記載し、また、児童自立支援施設の<u>心理療法担当職員（常勤的非常勤単</u></p>	<p>別紙</p> <p>措置費等（運営費）支弁台帳の記載要領について</p> <p>第1 児童入所施設措置費等支弁台帳関係</p> <p>1 略</p> <p>2 施設表（第2号様式）の記載要領</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 「措置延人員等」の欄には、当該都道府県（市町村）が支弁する人員についてのみ記載すること。ただし、児童養護施設において乳児又は<u>1・2歳児若しくは年少児</u>に対する事務費の加算額の支弁が行われている場合にあっては、その数を当該欄下段に乳児、<u>1・2歳児、年少児</u>の順に3段に記載するものとし、乳児院において一般分保護単価が2歳未満児分又は<u>2歳児分若しくは3歳以上児分</u>に対する支弁が行われている場合には、その数を<u>同じく2歳未満児、2歳児、3歳以上児</u>の順に3段に記載するものとし、母子生活支援施設については、世帯数を記載すること。</p> <p>なお、里親が一時的な休息のための援助を受ける経費に係る「初日在籍人員」及び「措置延人員等」については[]書きで別掲とすること。</p> <p>(6) 「事務費」の「保護単価」の欄には、「保護単価設定表」に記載の「設定単価(コ)」を記載することとし、「金額」の欄には、児童養護施設において乳児加算、<u>1・2歳児加算、年少児加算、特別指導費加算、学習指導加算、個別対応職員雇上加算、心理療法担当職員雇上費加算及び指導員特別加算、家庭支援専門相談員加算、看護師加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算</u>の加算額の支弁が行われているときは、一般分とは別にそれぞれの額を適宜記載し、乳児院の指導員特別加算、<u>家庭支援専門相談員加算、心理療法担当職員雇上費加算、個別対応職員雇上加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算</u>の加算額の支弁が行われているときは、一般分（2歳未満児、2歳児、3歳以上児）の下段に<u>指導員特別加算、家庭支援専門相談員加算、心理療法担当職員雇上費加算、個別対応職員雇上加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算</u>の順に9段にその額を記載し、また、母子生活支援施設の特別生活指導費加算、<u>心理療法担当職員雇上費加算、夜間警備体制強化加算、保育機能強化加算、個別対応職員雇上費加算及び基幹的職員加算</u>の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段に特別生活指導費加算、<u>心理療法担当職員雇上費加算、夜間警備体制強化加算、保育機能強化加算、個別対応職員雇上費加算及び基幹的職員</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="170 197 1120 448"> <u>価又は非常勤単価）、学習指導加算、基幹的職員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で5段にその額を記載し、ファミリーホームの学習指導加算の加算額、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で3段にその額を記載し、自立援助ホームの第三者評価受審費加算及び賃借費加算の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で2段にその額を適宜記載すること。</u> </p> <p data-bbox="170 635 1120 810"> また、ボイラー技士雇上費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費及び入所児童（者）処遇特別加算費を支弁したときは、その額を該当欄下段に別掲すること。なお、「支弁率」の欄には、当該施設に対し2以上の支弁義務者があり、支弁率に基づいて事務費の支弁が行われている場合にのみ記載すること。 </p> <p data-bbox="132 815 371 847">(7)～(15) 略</p> <p data-bbox="120 890 203 922">3 略</p> <p data-bbox="87 962 286 994">第2～第3 略</p>	<p data-bbox="1211 197 2168 628"> 加算の順に7段にその額を記載し、情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算、個別対応職員雇上費加算、学習指導加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段に家庭支援専門相談員加算、個別対応職員雇上費加算、学習指導加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算の順に6段にその額を記載し、また、児童自立支援施設の家庭支援専門相談員加算及び個別対応職員雇上費加算、学習指導加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段に家庭支援専門相談員加算及び個別対応職員雇上費加算、学習指導加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算の順に6段にその額を記載し、ファミリーホームの学習指導加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段に学習指導加算の2段にその額を記載すること。 </p> <p data-bbox="1211 635 2168 810"> また、ボイラー技士雇上費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費及び入所児童（者）処遇特別加算費を支弁したときは、その額を該当欄下段に別掲すること。なお、「支弁率」の欄には、当該施設に対し2以上の支弁義務者があり、支弁率に基づいて事務費の支弁が行われている場合にのみ記載すること。 </p> <p data-bbox="1173 815 1413 847">(7)～(15) 略</p> <p data-bbox="1162 890 1245 922">3 略</p> <p data-bbox="1128 962 1328 994">第2～第3 略</p>